

①	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律六十三号）（附則第二条関係）	1
②	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（附則第三条関係）	3
③	国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律九十六号）（附則第四条関係）	5
④	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）（附則第五条関係）	8

(附則第二条関係)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律六十三号)

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)</p> <p>第一百五十九条の六 (略)</p> <p>〔平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正〕</p> <p>第一百五十九条の七 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 派遣職員に関する国共済法第二百二條の規定の適用については、同條第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十六年法律第 号)第二条に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)&及び国」と、「第九十九條第二項(同條第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)&及び第五項(同條第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)&並びに</p>	<p>附則</p> <p>(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)</p> <p>第一百五十九条の六 (略)</p> <p>(新設)</p>

「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定
独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と
、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条
第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する
場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担する
こととなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費
用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るもの
に限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法
」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織
委員会及び国」とする。

第七条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替え
られた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十
九年法律第百十五号）第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四
項とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 （略）

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 （略）

(附則第三条関係)

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十六条の三 (略)</p> <p>(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正)</p> <p>第六十六条の四 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の見出しを「(子ども・子育て支援法の特例)」に改め、同条中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。</p> <p>第九条中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。</p> <p>(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十六条の五 前条の規定による改正前の平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項に規定する派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条</p>	<p>(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十六条の三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

の規定による改正後の平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(内閣府設置法の一部改正)

第六十七条 (略)

(内閣府設置法の一部改正)

第六十七条 (略)

(附則第四条関係)

○国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律九十六号) 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一〜五 (略) 六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十二條までの規定 平成二十七年十月一日 (平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正) 第二十一条 (略) 〔平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正〕 第二十二條 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第七條第一項中「第四十一條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一〜五 (略) 六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十一條までの規定 平成二十七年十月一日 (平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正) 第二十一条 (略) (新設)</p>

用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

第七条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十六年法律第 号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び「国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項」

とあるのは「(同項)」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体
」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

(附則第五条関係)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 内閣官房等関係(第一条―第二十一条)</p> <p>第二章 第六章 (略)</p> <p>第七章 文部科学省関係(第七十条―第九十九条の三)</p> <p>第八章 厚生労働省関係(第一百条―第一百三十六条)</p> <p>第九条 第十三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第十八条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則第二十一条のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)第二十条第四項を同条第五項とし、同項の前に一項を加える</p> <p>改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。</p> <p>附則第二十二条のうち平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十六年法律第号)第七条第四項を同条第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 内閣官房等関係(第一条―第二十一条)</p> <p>第二章 第六章 (略)</p> <p>第七章 文部科学省関係(第七十条―第九十九条の二)</p> <p>第八章 厚生労働省関係(第一百条―第一百三十六条)</p> <p>第九条 第十三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第十八条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則第二十一条のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)第二十条第四項を同条第五項とし、同項の前に一項を加える</p> <p>改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。</p>

五項とし、同項の前に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第九十九条の二（略）

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正）

第九十九条の三 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第七条第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八章 厚生労働省関係

（船員保険法の一部改正）

第百条（略）

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第九十九条の二（略）

（新設）

第八章 厚生労働省関係

（船員保険法の一部改正）

第百条（略）

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規

定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第百五十九条の七のうち平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。